

## 東亜青果 次世代法及び女活法行動計画

社員の働き方を見直し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年10月1日～令和8年9月30日までの2年間

### 2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間11日以上とする。

#### <対策>

- 令和6年10月～ 年次有給休暇の取得状況を把握
- 令和7年3月～ 次年度の計画有休の取得日を設定する
- 令和7年10月～ 取得状況の提供や社内制度を周知する

目標2：育児休業の取得率を100%にする。

#### <対策>

- 令和6年10月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施
- 令和7年4月～ 育児休業など諸制度の周知